

医政発 0331 第 8 号
令和 4 年 3 月 31 日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区長 〕

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」の告示について（通知）

令和 3 年度税制改正の大綱（令和 2 年 12 月 21 日閣議決定）において、「社会医療法人制度における認定要件のうち救急医療等確保事業に係る業務の実績が一定の基準に適合することとの要件について、関係法令の改正により夜間等救急自動車等搬送件数及びへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数等の基準値に係る特例を追加する見直しが行われた後も、現行の社会医療法人に対する特例措置と同様の特例措置を講ずる」こととされております。

これに基づき設けられた特例的な認定要件について必要な見直しを行うため、本日、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（令和 4 年厚生労働省告示第 130 号）が告示されました。

改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、貴職におかれては、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 42 条の 2 第 1 項に規定する社会医療法人（以下「社会医療法人」という。）の認定要件については、救急医療等確保事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療）に係る業務に関して、当該業務を行うための体制や当該業務の実績等に関し厚生労働大臣が定める基準に適合していることを一要件としており、当該基準は、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成 20 年厚生労働省告示第 119 号。以下「大臣基準告示」という。）において定めている。

令和 3 年度税制改正の大綱（令和 2 年 12 月 21 日閣議決定）において、当該認定要件のうち救急医療等確保事業に係る業務の実績に係る要件について、令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）による影響を踏まえ、特例的な認定要件を設けるとされたことに基づき、新型コロナによる影響を踏まえた特例的な認定

要件を適用するよう、大臣基準告示の前文において、第1条から第3条までの規定（救急医療、災害医療及びへき地医療に係る基準）について必要な読替えを規定しているところ。

今般、令和3年度の新型コロナの影響を踏まえて、当該認定要件のうち救急医療及び災害医療に係る基準について必要な見直しを行うこととした。

第2 改正の主な内容

(1) 救急医療に係る実績要件について（第1条第3号ロ関係）

新型コロナによる影響の生じた会計年度の救急医療に係る実績について、別表一の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表二の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を加算した数）を750から控除した数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）を基準値とする。

(例) 会計年度が4月から始まり3月に終わる社会医療法人が、令和4年4月から始まる会計年度中に事業報告書等の届出を行った場合(令和2年2月から令和3年3月までの月数は14月、令和3年4月から令和4年3月までの月数は12月、休業した日数は0日の場合)、以下のとおり計算する。

$$750 - (25 \text{ [別表一中14月の下欄]} + 30 \text{ [別表二中12月の下欄]}) = 695$$

別表一

当該会計年度の前3会計年度に含まれる令和2年2月から令和3年3月までの月数	750から控除する数
0月	0
1月	2
2月	4
3月	5
4月	7
5月	9
6月	11
7月	13
8月	14
9月	16
10月	18
11月	20
12月	21
13月	23
14月	25

別表二

当該会計年度の前3会計年度に含まれる令和3年4月から令和4年3月までの月数	750から控除する数
0月	0
1月	2
2月	5
3月	7
4月	10
5月	12
6月	15
7月	17
8月	20
9月	22
10月	25
11月	27
12月	30

(2) 災害医療に係る実績要件について（第2条第3号イ関係）

新型コロナによる影響の生じた会計年度の災害医療に係る実績について、別表三の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表四の上欄に掲げる月数の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数（国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合には、当該休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を加算した数）を600から控除した数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいう。）を基準値とする。

(例) 会計年度が4月から始まり3月に終わる社会医療法人が令和4年4月から始まる会計年度中に事業報告書等の届出を行った場合（令和2年2月から令和3年3月までの月数は14月、令和3年4月から令和4年3月までの月数は12月、休業した日数は0日の場合）、以下のとおり計算する。

$$600 - (20 \text{ [別表三中 14月の下欄]} + 24 \text{ [別表四中 12月の下欄]}) = 556$$

別表三

当該会計年度の前3会計年度に含まれる令和2年2月から令和3年3月までの月数	600から控除する数
0月	0
1月	1
2月	3
3月	4
4月	6
5月	7

6月	9
7月	10
8月	11
9月	13
10月	14
11月	16
12月	17
13月	19
14月	20

別表四

当該会計年度の前3会計年度に含まれる令和3年4月から令和4年3月までの月数	600から控除する数
0月	0
1月	2
2月	4
3月	6
4月	8
5月	10
6月	12
7月	14
8月	16
9月	18
10月	20
11月	22
12月	24

第3 適用期日

令和4年4月1日

※ ただし、この告示の適用前に行われた医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の5の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法第52条第1項の規定に基づく書類の届出であって、当該申請又は届出における同法第42条の2第1項第5号ハに規定する実績に令和3年4月以降の月の分の実績を含むものについては、本告示による改正後の大臣基準告示の規定を適用する。

第4 関係通知の改正

本告示の適用に伴う医療法人関係の通知の改正については、別途行うこと。